



福島医発第 371 号 (地)
令和 2 年 5 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
労災保険二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、労災保険二次健康診断等給付における、時限的・特例的対応等について、別紙のとおり厚生労働省労働基準局補償課長より取り扱いが示された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 二次健康診断等給付の請求期限について

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受けた日から 3 か月以内に行われなければならないものの、当該期間内に天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでないこと（労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の 19 第 4 項関係）とされているところである。

今般の状況を鑑み、以下のような事由により二次健康診断等給付の請求が 3 か月を超えたことが確認された場合については、「天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由があるとき」と取り扱って差し支えないこととする。

- ①二次健康診断等の受診を予定していた健診給付病院等が、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため等により、受診予約を受け付けていない場合。
- ②地方公共団体の外出自粛要請を受け、二次健康診断等給付の請求ができない場合。

2. 特定保健指導について

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、面接によりおこなわれることとされている（労働者災害補償保険法第26条第2項第2号関係）が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、対面に限らず、テレビ電話等の情報通信機器を用いた指導を行っても差し支えないこととする。

ただし、面接指導の趣旨を踏まえ、原則労働者の表情や仕草が見られる環境で行うことが望ましく、メールによる指導の実施は認められないものとする。

3. その他

今回の特例的な取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束するまでの間の時限的な取扱いであり、取扱いを終了する際には再度通知することとする。また、本件事務を行うにあたり、判断に迷う場合があれば、本県については福岡労働局労災補償課分室福祉係（TEL：092－411－4583）に照会すること。

以上

令和 2 年 4 月 28 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
労災保険二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、労災保険二次健康診断等給付における、時限的・特例的対応等について、別添のとおり厚生労働省労働基準局補償課長より、取り扱いが示されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて

(令 2.4.27 基補発 0427 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基補発 0427 第 1 号
令和 2 年 4 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて

今般、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、また、同 4 月 16 日に緊急事態宣言の区域変更が行われ、全都道府県がその対象地域とされたことを踏まえ、二次健康診断等給付に係る新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時限的・特例的な対応について下記のとおりまとめたので、管内の健診給付病院等からの照会対応等について遺漏なきを期されたい。

記

1 二次健康診断等給付の請求期限について

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受けた日から 3 か月以内に行われなければならないものの、当該期間内に天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでないこと（労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の 19 第 4 項関係）とされているところである。

今般の状況を鑑み、以下のような事由により二次健康診断等給付の請求が 3 か月を超えたことが確認された場合については、「天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由があるとき」と取り扱って差し支えないこととする。

- ① 二次健康診断等の受診を予定していた健診給付病院等が、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大予防のため等により、受診予約を受け付けていない場合。

- ② 地方公共団体の外出自粛要請を受け、二次健康診断等給付の請求ができない場合。

2 特定保健指導について

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、面接によりおこなわれることとされている（労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 2 号関係）が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、対面に限らず、テレビ電話等の情報通信機器を用いた指導を行っても差し支えないこととする。

ただし、面接指導の趣旨を踏まえ、原則労働者の表情や仕草が見られる環境で行うことが望ましく、メールによる指導の実施は認められないものとする。

3 その他

今回の特例的な取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束するまでの間の時限的な取扱いであり、取扱いを終了する際には再度通知することとする。また、本件事務を行うにあたり、判断に迷う場合があれば、医事係に照会すること。